

南九州市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 15 日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市規則第37号

南九州市会計規則の一部を改正する規則

南九州市会計規則（平成19年南九州市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第59条第2項中「立ち合い」を「立会い」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

（出納命令及び交付の原則の例外）

第61条の2 前2条の規定にかかわらず、第58条第2号に規定している消耗品のうち、保管及び利用するために設置する場所（以下「共有保管場所」という。）にある消耗品（以下「共有消耗品」という。）を使用する場合は、出納命令及び交付の手続は不要とする。

- 2 共有消耗品は、職員が相互に数量管理等を行わなければならない。
- 3 共有消耗品が不足した場合は、共有保管場所を管理する職員（以下「管理担当職員」という。）が購入等の手続を行い、会計管理者の承認を得なければならない。
- 4 会計管理者等は、管理担当職員が物品の検収を行う際必要と認める場合は、これに立会い、品質、数量等について確認しなければならない。

第67条第2項に次のただし書を加える。

ただし、共有消耗品については、支出命令の資料等により、出納の状況を把握するものとする。

第67条第3項第3号中「消耗品」を「共有消耗品を除く消耗品」に改める。

第39号様式を次のように改める。

第39号様式（第61条，第67条，第86条関係）

年 月 日

南九州市会計管理者 様

課名

氏名

物品請求票

[illegible]

第42号様式を次のように改める。

第42号様式（第64条，第67条，第86条関係）

年 月 日

南九州市会計管理者

様

課名

氏名

物品返納票

[illegible]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の南九州市会計規則の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の南九州市会計規則の規定による様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間所要事項を調整して使用することができる。